

■ 生化学的検査(I)〔血液化学検査〕包括 ■

患者から1回に採取した血液を用いて区分D007の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	5項目以上7項目以下	93点
ロ	8項目又は9項目	99点
ハ	10項目以上	106点

注 入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初回に限り20点を所定点数に加算する。